

(別紙)

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）等」に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した際からの技術的修正による変更点（傍線部分）

修正箇所	修正前	修正後
(政令案) 第一条第一項 の改正規定	<p>第一条第一項第三十五号口中「。以下「八：ニフルオロテロマーアルコール」という。」を削り、同項第三十六号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、第三十七号を第三十八号とし、第三十六号の次に次の一号を加える。</p> <p>三十七 ペルフルオロ（ヘキサソールスルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物である化学物質のうち、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサソールスルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）を生成するものとして厚生労働省</p>	<p>第一条第一項第三十五号口中「。以下「八：ニフルオロテロマーアルコール」という。」を削り、同項第三十六号中「限る」の下に「。次号において同じ」を加え、同項中第三十九号を第四十号とし、第三十八号を第三十九号とし、<u>同項第三十七号中「第七条の表二十一の項」を「第七条の表二十二の項」に改め、同号を同項第三十八号とし、同項第三十六号の次に次の一号を加える。</u></p> <p>三十七 ペルフルオロ（ヘキサソールスルホン酸）関連物質（（トリデカフルオロアルキル）スルホニル基（炭素数が六のものに限る。）又は〔（トリデカフルオロアルキル）スルフィニル〕オキシ基（炭素数が六のものに限る。）を有する化合物であつて、自然的作用による化学的変化によりペルフルオロ（ヘキサソールスルホン酸）又はペルフルオロ（アルカンスルホン酸）</p>

	令、経済産業省令、環境省令で定める <u>もの</u> をいう。以下同じ。)	を生成するものとして厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める <u>化学物質</u> をいう。以下同じ。)
(省令案) 制定文	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号及び第二十八条第二項の規定に基づき、P F O I 等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、 <u>並びに</u> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十条第二号及び第二十八条第二項の規定に基づき、P F O I 等の製造設備に関する技術上の基準を定める省令等の一部を改正する省令を次のように定める。
(省令案) 附 則	この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。	この省令は、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令 <u>附則第一項</u> <u>ただし書に規定する規定</u> の施行の日（令和 年 月 日）から施行する。
(告示案) 柱書	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、P F O I 等の容器、包装又は送り状にP F O I 等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項（令	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和 年政令第 号）の施行に伴い、 <u>及び</u> 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第二十九条第一項の規定に基づき、P F O I 等の容器、包装又は送り状にP F O I 等による環境の汚染を防止するための措置等に関し表示すべき事項

	<p>和六年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号)の一部を次のように改正し、同令の施行の日(令和 年 月 日)から施行する。</p>	<p>(令和六年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第五号)の一部を次のように改正し、同令<u>附則第一項</u>ただし書に規定する規定の施行の日(令和 年 月 日)から施行する。</p>
--	----------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------